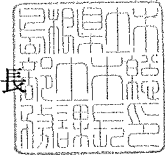


平成29年7月10日

一般社団法人  
大田建設業協会 会長 堀 博彦 様

島根県土木部土木総務課長  
(建設産業対策室)



中山間地域・離島での資格取得促進事業（島根県奨学金返還助成制度）の  
企業向けチラシの送付について

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から県の土木建築行政に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、表記制度の募集開始については、平成29年4月21日付け土総第100号でもお知らせしたところですが、この度、公益財団法人島根県育英会より企業向けチラシの提供がありましたので、下記のとおり送付します。

貴団体の会員様や関連団体等に配付いただきますとともに、貴会事務室入口等に配架くださいますようお願い申し上げます。

記

1 送付資料

- |                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| (1) 配付・配架用チラシ（企業向け）                 | 50枚 |
| (2) 中山間地域・離島での資格取得促進事業の対象となる国家資格等一覧 | 1部  |
| (3) 島根県奨学金返還助成制度取扱要綱                | 1部  |

2 補足説明等

- (1) 建設産業に就職した場合の対象資格数は、40種類／93種類中（平成29年1月時点）あります。
- (2) 当該助成制度に係る今年度の申請期間は、10月1日から翌1月31日までとなります。
- (3) 前述1（2）・（3）の資料は、以下のホームページから直接ダウンロードできます。  
また、当該助成制度に係る最新情報も、同ホームページで逐次提供されます。

〔公益財団法人島根県育英会〕

<https://www.shimane-ikuei.or.jp/exemption/106>

【問い合わせ先】

島根県土木部土木総務課  
建設産業対策室 朝山  
(電話 0852-22-6429)



# 就職後、国家資格を目指す 新卒採用者の奨学金返済、 島根県がサポートします。

## 本事業の目的と対象地域

目的 中山間地域・離島の生活基盤を支える人材の確保と産業・企業の維持を図ること  
対象地域 中山間地域・離島に本社を置く企業等(本社が県外であっても、就業する事業所が中山間地域・離島であれば本制度の対象)



就職後、  
働きながら  
実務経験が必要な  
国家資格の取得を  
目指す人を応援!

高等学校を  
卒業した人なら  
最大86万4000円まで  
4年生大学卒業者の場合  
最大288万円まで  
サポート!

## 採用する企業側には、どんなメリットがあるの?

中山間地域・離島での就業を促進するだけでなく、国家資格の取得を目指すことで、有能な人材を育てることに繋がります。

新卒の学生にとっても、奨学金の返済免除制度はメリットが大きいため、地元での就業や長期安定就業に繋がります。

募集時に奨学金を利用している学生に、本制度について案内してみませんか?

お問合せ先

公益財団法人 島根県育英会 ☎0852-28-1981

島根県松江市殿町8-3 島根県市町村振興センター3階

# 島根県奨学金返還助成制度の概要

●募集要件・対象要件	
<b>募集対象者</b>	高等学校:平成29年度～平成33年度卒業予定者、 4年生大学:平成29年度～平成34年度卒業予定者で、 翌年度の4月末日までに中山間地域・離島の企業などに 採用された新卒者
<b>募集定員</b>	各年度 高等学校卒業生10名、4年生大学卒業生15名 ※定員を超える応募があった場合は、以下の優先順位に基づき選考 を行います。 ①島根県出身者、②中山間地域・離島に本社を置く企業等に就職予 定の者、③中山間地域・離島に居住予定の人、④地域住民の生活維 持に必要な資格として知事が特に認める資格を目指す人
<b>対象奨学金</b>	〈A〉日本学生支援機構奨学金（Ⅰ種・Ⅱ種） 〈B〉島根県育英会奨学金（高校・大学） 〈C〉島根県育英会就学資金
<b>対象要件</b>	以下の1～4をすべて満たす人 1.上記奨学金等の貸与を受けている 2.右に掲げる学校を卒業する・・・高等学校・専修学校(高等課 程に限る)、大学、大学院、短期大学 3.中山間地域・離島に事業所を置く企業(個人事業主を含み、 公務員を除く)へ就業する 4.実務経験が必要な国家資格等を取得する意思がある

●助成金額等	
<b>金額</b>	高等学校卒業生:86万4000円 4年生大学卒業生:288万円 ※総返還額(利息を含む)を対象とした 上限金額です。 ※上限金額は最短修業年限により異なります。
<b>助成期間</b>	高等学校卒業生:9年間(108か月) 4年生大学卒業生:12年間(144か月) ※返還を開始した時から、 上記の期間において助成します。
<b>助成方法</b>	〈A〉日本学生支援機構奨学金 毎年返還実績(1年分)を確認し、一括助成しま す。※返還実績を確認できる資料の提出が 必要です。 〈B〉島根県育英会奨学金 〈C〉島根県育英会就学資金 毎月の返還額から助成額を免除します。

※卒業年度の10月～1月末までに  
申込が必要です。

【注意】本制度は、就職後、実務経験が必要な  
国家資格等の取得を目指す方が対象です。

## 対象となる中山間地域・離島(平成29年3月31日現在)

〈1〉浜田市・益田市・大田市・安来市・江津市・雲南市・奥出雲町・飯南町・川本町・美郷町・邑南町・津和野町・  
吉賀町・隠岐の島町・海士町・西ノ島町・知夫村の全域 〈2〉松江市のうち、旧鹿島町・島根町・美保関町・八雲  
村・八束町の全域、旧日本庄村・旧秋鹿村・旧大野村、玉湯町城床、宍道町小林・和名佐 〈3〉出雲市のうち、旧平田  
市・佐田町・多伎町・大社町の全域、旧園村・朝山村・稗原村・乙立村、湖陵町旧西浜村、斐川町畑・阿宮・上津町

## 対象となる資格の例 ※取得にあたり、実務経験年数が必須となる国家資格等(約100種類)が対象となります。

分野	国家資格名	分野	国家資格名
建設	2級土木施工管理技士	警備	1級警備員
	2級建築施工管理技士	飲食	食品衛生管理者
	技能検定1級(※建築業関連のみ)		管理栄養士
施設管理	甲種消防設備士	観光・運輸	運行管理者
	甲種危険物取扱者	福祉	介護福祉士

対象となる資格等の詳細はホームページをご覧ください。

島根県育英会ホームページ ⇒ <http://www.shimane-ikuei.or.jp>



さらに詳しい内容が知りたい方は、お気軽に下記へお問い合わせください。

【お問合せ先】

公益財団法人 島根県育英会 ☎0852-28-1981

E-mail: info@shimane-ikuei.or.jp

## □中山間地域・離島での資格取得促進事業の対象となる国家資格等一覧

(平成29年1月時点・計93種類)

### 土木・建設・設備施工 40種類

資格名	概要
土木施工管理技士	河川、道路、橋梁などの土木工事において、現場での工程・安全管理など施工管理計画に必要な技術上の管理などを行う技術者を認定する国家資格。
建築施工管理技士	鉄筋工事や大工工事、内装仕上げ工事などの建築工事の施工計画を作成し、現場での工事の進行を指揮・監督し、施工管理を行う専門家です。1級は大規模工事を扱い、2級は中小規模工事を扱います。
建設機械施工技士	建設現場で建設機械施工に関する運転操作や、監理技術者、主任技術者として現場の施工管理を行う責任者を認定する国家資格。
電気工事施工管理技士	電気工事の管理・監督する上級技術者。従事できる職務の範囲が級ごとに異なります。
管工事施工管理技士	冷暖房設備工事、下水道配管工事、ダクト工事、浄化槽工事、ガス配管工事など管工事に関する配管設備工事全般を取り扱う専門家。高度な応用力を活かして指導監督的業務に就く1級管工事施工管理技士と、技術者として施工管理に携わる2級管工事施工管理技士からなります。
造園施工管理技士	屋上緑化・公園・庭園・道路緑化工事等、造園工事における適正な施工のため、主任技術者や管理技術者育成のために設置された国家資格。
解体工事施工技士	解体工事業に従事する現場管理者等の解体工事技術、廃棄物の適正処理、建設リサイクル法に対応した施工管理能力の知識・能力について一定のレベルに達しているかを測る資格。
建築士	建築士とは、総称して、一級建築士、二級建築士及び木造建築士の資格を有して建築物の設計、工事監理等を行う技術者をいいます。取り扱うことのできる建築物の規模により級が異なり、超高層ビルから、一戸建てまで、あらゆる建築物に対し十分な機能と耐久性を持つように設計、工事監理を行います。
建築設備士	空調・換気、給排水、電気などの、建築設備全般に関する知識及び技能を有し、建築士に対して、建築設備の設計・工事監理に関するアドバイスを行う設備の専門家。
技術士	科学技術に関する高等な専門的応用力を持った質の高い技術コンサルタント。一次試験合格者や合格に相当する者で登録を受けた者が「技術士補」。二次試験に合格し、登録を受けた者が「技術士」。
給水装置工事主任技術者	給水装置工事の技術上の管理を行う責任者。
消防設備士(甲種・乙種)	劇場、デパート、ホテルの屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、避難はしごなど消防用設備の工事及び整備を行う技術者。
消防設備点検資格者	スプリンクラーや消火栓、消火器、誘導灯などが正しく設置され、正しく維持管理されているかどうかを点検するために必要な知識がある技術者。
電気工事士	ビル、工場、商店、一般住宅などの電気設備の安全を守るために工事の内容によって、一定の資格のある人でなければ、電気工事を行ってはならないことが、法令で決められています。
電気主任技術者	電気主任技術者になれば、発電所や変電所、それに工場、ビルなどの受電設備や配線など、電気設備の保安監督という仕事に従事することができます。
電気通信主任技術者	電気通信事業者は、電気通信主任技術者を選任し、電気通信設備の工事、維持及び運用の監督にあたらなければなりません。
測量士	技術者として「基本測量(すべての測量の基礎となる測量)」、「公共測量(国又は地方公共団体の実施する測量)」に従事するために必要な資格です。
地すべり防止工事士	地すべりの調査対策工事にたずさわる技術者が必要な知識や技術が最高レベルにあることを証明するものです。

資格名	概要
建設業関連技能検定(1級)	職業能力開発促進法に規定する技能検定1級。 建築大工、左官、とび、型枠施工、コンクリート圧送施工、配管、鉄工、鉄筋施工、工場板金、建築板金、ガラス施工、瓦葺、塗装、畳製作、内装仕上げ施工、建具製作、造園、防水施工、さく井等の建設業法及び島根県測量・設計・調査等業務共通仕様書に定める主任技術者となり得るものに限ります。
計装士(1級)	計測制御機器の取付工事まつわる専門的な技術と知識を持ち、併せて計測制御機器の配管・配線工事の設計、監督などを行う専門家を認定する資格です。
補償業務管理士	土地・物件等の用地補償にあたり調査及び補償金算定業務を行います。(一般社団法人 日本補償コンサルタント協会が付与する用地補償業務従事者のための唯一の資格)
土地区画整理士	土地区画整理法に基づいて、土地区画整理事業の円滑な施行が進められるように、公平な立場で、土地提供者間の利害を調整する専門家。事業の推進について中心的な役割を担います。
採石のための掘削作業主任者	岩石採取のための掘削作業場(掘削面の高さが2メートル以上となる場合)において掘削作業、安全対策・指導などを行う掘削の専門家です。
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	掘削面の高さが2メートル以上となる地山の掘削作業場において掘削作業・土止めの安全対策・指導などを行う掘削の専門家です。
ずい道等の掘削等作業主任者	トンネル工事で安全のための責務を遂行する責任者。
ずい道等の覆工作業主任者	労働災害防止のために行う点検などの作業を行う責任者。
発破技士	火薬類を用いる発破の作業には、せん孔、装てん、結線、点火及び後処理等の業務があり、これらを含めた発破業務に直接携わる技術者。
鋼橋架設等作業主任者	鋼橋の架設・解体作業の責任者で、鋼橋の組み立て・解体などの作業が安全かつ円滑に行なわれるよう指導する資格。上記作業を行う場合は、作業主任者を選任しなければならないとされています。
コンクリート橋架設等作業主任者	橋梁の架設作業などの安全確保の責任者。
舗装施工管理技術者	安全性や耐久性が求められる舗装工事に関する専門的な知識と水準の高い技術および指揮能力を有していることを認定する資格。
足場の組立て等作業主任者	ビル建築で高所作業用に組立てられる足場の組立て・解体作業、安全面などの監督・指導にあたる責任者。
木造建築物の組立て等作業主任者	軒の高さが5m以上の木造建築物の構造部分の組立て、屋根下地や外壁下地の取り付けなどにおいて、安全面などの監督・指導にあたる責任者。
型枠支保工の組立て等作業主任者	コンクリートの打設に用いる型枠を支持する仮設設備の組立て・解体作業、安全面などの監督・指導にあたる責任者。
コンクリート造の工作物解体等作業主任者	高さが5m以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業において、工具などの点検、作業の監視し、作業方法、作業者の配置・指揮など作業を、安全に行うための、指揮・監督を行う専門家。
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	建築物の骨組みとなる金属部分の組立て・解体・変更などにおいて、安全面などの監督・指導にあたる責任者。
ガス溶接作業主任者	アセチレン溶接、ガス集合溶接装置を用いて金属の溶接・切断・加熱の作業を行う際に、作業方法の決定・指揮をする責任者。
浄化槽設備士	浄化槽の工事に関して施工図の作成や施工の管理・監督などの高度な知識・技能を有している専門家。
昇降機検査資格者	建築基準法に基づき、定期的に、昇降機(エレベーター、エスカレーター等)および遊戯施設(ジェットコースター、観覧車等)を定期的に検査する専門家。

資格名	概要
ボイラー溶接士	溶接によってボイラーを製造・改造・修理などの作業を行うスペシャリスト。
ガス消費機器設置工事監督者	特定ガス消費機器(ガスバーナー付きふろがま、及び、これに附属する機器)の設置等の工事、監督を行なうために必要な知識及び技能をもつ者として認定される資格。

## 製造・施設管理

### 10種類

資格名	概要
建築設備検査資格者	定期的に建築設備(換気設備、排煙設備、非常用の照明装置、給水設備及び排水設備)の安全確保のための検査を行い、その結果を特定行政庁へ報告する検査の専門家。
特殊建築物等調査資格者	多くの人が出入りする特殊建築物(学校、病院、診療所、映画館、オフィスビルなど)の敷地構造や建築設備を定期的に検査する専門家。
エネルギー管理士(熱管理、電気管理)	エネルギー使用の際の合理化や省エネルギー化を推進するエネルギーの専門家。
飼料製造管理者	飼料をとおして畜産物の安全を守る飼料の専門家。
木材加工用機械作業主任者	機械を使用した木材加工作業を指揮する責任者。
化学設備関係第1種圧力容器取扱作業主任者	内容量が0.2m <sup>3</sup> の容器で容器内の圧力が気圧を超えて、沸点以上の液体を保有する圧力容器をつり扱う現場などにおいて、安全面などの監督・指導にあたる責任者。
危険物取扱者(甲種)	化学工場、ガソリンスタンド、タンクローリー又は屋外に設置されているタンクなど一定数量以上の危険物の製造・取扱いがある危険物施設(製造所、貯蔵所または取扱所)などにおいて、危険物の取扱い・立合いを行うことができる危険物の専門家。
ボイラー・タービン主任技術者	一定規模以上の燃料電池発電所において電気事業法に規定する主任技術者として選任された者のうち、火力・原子力・燃料電池設備に係る保安の監督を行う者のこと。
ダム水路主任技術者	水力発電による電気の安定供給に貢献する専門家。
ダム管理主任技術者	ダムの維持管理や操作を行うダム管理の専門家。

## 衛生・保安

### 23種類

資格名	概要
廃棄物処理施設技術管理者	一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設において施設の維持管理に関する技術上の業務の管理・監督を行う人材を認定する国家資格。
建築物環境衛生管理技術者	特定建築物の環境衛生管理が適性に維持管理がなされているかを指導・監督する専門家。通称「ビル管理技術者」または「ビル管理士」。
貯水槽清掃作業監督者	受水槽、高置水槽等建築物の飲料水の貯水槽の清掃、管理、監督を行う上で必要となる知識を習得した者。
排水管清掃作業監督者	建築物排水管清掃業の登録の人的要件である排水管の清掃作業の監督として必要な知識技能を修得したものに対して与えられる国家資格。
浄化槽清掃技術者	浄化槽の清掃に関して、専門知識や技能を有する者。年1回以上浄化槽清掃技術者による汚泥などの清掃をする必要があります。
ダクト清掃作業監督者	空気調和用のダクトの清掃作業の監督を行う者としての必要な知識技能を修得した者に与えられる国家資格。

資格名	概要
乾燥設備作業主任者	乾燥設備において、危険物などを扱う作業の安全確保を担う作業責任者。
プレス機械作業主任者	危険性が高いプレス機械を使う職場での安全確保の責任者。
はい作業主任者	倉庫、上屋、土場において穀物等のばら物以外の荷の高さが2メートル以上の荷の積上げや移動を安全に行うための責任者。
土壌汚染調査技術管理者	土対法に基づく土壌汚染状況調査を実施する場合に、手続き・調査方法の設計や管理監督を行うために必要な資格。
ボイラー技士	建造物のボイラー安全運転を保つためにボイラーの監視・調整・検査などの業務を行なうボイラーの専門家。
ボイラー整備士	定期的なすべてのボイラーの使用を停止して、付属装置などの整備作業を行う専門家。
林業架線作業主任者	森林で栽培した原木を、木材加工場まで運び出す際に使用する機械集材装置や運財用空中ケーブルなどの設備の組立て・解体・変更・修理、作業方法、労働者の配置を決定する作業の指揮を行う責任者。
高圧室内作業主任者	高圧室内作業を行う場合、高気圧障害を防止する直接責任者として作業方法の決定、作業者の指揮などの職務に携わります。
空気環境測定実施者	建築物の空気環境の測定に必要な知識技能を修得したものに対して与えられる国家資格。建築物空気環境測定業の登録に必要な資格。
防除作業監督者	建築物における衛生的環境の確保に関するねずみ・昆虫等の防除作業の監督を行う者としての必要な知識技能を修得したものに対して与えられる国家資格。
衛生管理者	労働者の健康の管理確保と快適な職場環境づくりを専門家の立場から立案・実施する衛生の専門家。
作業環境測定士	作業環境測定士とは、鉛や放射性物質、有機溶剤や鉱物の粉塵などが発生する作業場、粉塵の発生する作業場などの作業環境を測定、分析し、改善する専門家。
労働安全コンサルタント	事業所における労働安全の水準の向上を図るため、作業場等の診断や改善などの指導を行う専門家。
労働衛生コンサルタント	企業や事業主等からの要求に応じ、労働者の衛生水準の向上を図るために、職場の衛生診断及び、それに基づく指導を行う、労働衛生に関する専門家。
警備業務検定	現場において事故、犯罪抑止、施設警備、貴重品輸送、身辺警備などを行う防犯のスペシャリスト。
警備員指導教育責任者	警備業務に関する専門的知識、及び技能を有する者で、警備業務を適正に行うために、警備員に対する指導、教育を行う。営業所ごと及び当該営業所において取り扱う警備業務の区分ごとに当該警備員指導教育責任者を選任し、指導、教育、監督に当たらせることが義務づけられています。
防火対象物点検資格者	消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)に定めのある防火対象物の用途の実態や消防計画に基づいた防火管理の実施状況等の火災予防に係る事項等を総合的に点検できる国家資格。

## 飲食

## 4種類

資格名	概要
食品衛生管理者	施設における製造もしくは加工の段階で、特に衛生上の考慮を必要とする食品や添加物などにおいて衛生管理を行います。
管理栄養士	傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、身体の状況、栄養状態、衛生面・改善指導等を行う者。

資格名	概要
調理師	調理師の名称を用いて調理の業務に従事することができる者として都道府県知事の免許を受けた者。食品の栄養、衛生、食中毒、適切な調理法など関連分野の幅広い知識を持っていることが証明されます。
製菓衛生師	製菓衛生師とは、製菓衛生師の名称を用いて菓子製造業に従事する厚生労働省管轄の国家資格。

## 運輸 7種類

資格名	概要
運行管理者	トラック、バス、タクシーなどの営業用自動車の運行の安全確保のために設けられた国家資格。一定の数以上の事業用自動車を有している営業所ごとに、一定の人数以上の運行管理者をおくことが義務付けられています。
自動車整備士	自動車整備の専門技術者。
水先人	多数の船舶が行き交う港や海峡、内海において、船長の補佐役として乗船し、その水域に精通し熟練した操船技量と高度な知識で船舶を安全に効率的に導くことを目的にした国家資格。
船内荷役作業主任者	船舶に荷を積み、船舶から荷を卸し、又は船舶において荷を移動させる作業を行うための国家資格。船内荷役作業主任者技能講習を修了者し、揚貨装置の運転の業務に関する安全のための特別の教育を受けた者は、制限荷重が5tを超える揚貨装置の運転の業務に就くことができます。
有害液体汚染防止管理者	有害液体物質を船舶で輸送する際、事故による流出などで海洋汚染を防止するために船長を補佐する専門家。
救命艇手	救命艇手とは、船舶が非常事態に陥ったとき、救命艇に食料や航海用具を積み込んだり、救命艇の操作や旅客などの誘導、指示などを行う専門家を認定する資格。法律に基づき、救命艇の数・定員によって必要な救命艇手の数が決められています。
船舶料理士	船舶内で、船員の食事の調理や管理を行う専門家を認定する国家資格。

## 福祉 4種類

資格名	概要
介護福祉士	介護の必要な者に食事その他の介護を行い、また、介護者に対して介護に関する指導を行う福祉のエキスパートです。
社会福祉士	専門知識、技術をもって、心身や環境上の理由から、日常生活を送るのに支障がある人たちの相談にのり、助言、援助を行う社会福祉業務に携わる人の国家資格。
精神保健福祉士	精神病院や医療機関で、精神障害者の社会復帰を相談援助する精神ソーシャルワーカー。
登録販売者(管理者・管理代行者)	第二类(かぜ薬、解熱鎮痛薬、胃腸鎮痛鎮けい薬など)および第三類(ビタミンB・C含有保健薬、主な整腸薬、消化薬など)一般用医薬品を販売する際に必要となる資格。

## サービス業・その他 5種類

資格名	概要
管理理容師	理容師である従業者の数が常時2人以上である理容所の開設者は、当該理容所を衛生的に管理させるため、理容所ごとに、管理理容師を置かなければならないとされています。
管理美容師	美容師である従業者の数が常時2人以上である美容所の開設者は、当該美容所を衛生的に管理させるため、美容所ごとに、管理美容師を置かなければならないとされています。
司書	図書館の管理・運営を行う専門的な職員。

資格名	概要
学芸員	博物館や美術館、動物園に水族館などに勤務する専門職員。
職業訓練指導員	職業能力開発促進法に規定された公の職業能力開発施設等で、実技や専門学科を教える場合に訓練指導を担当する人のことです。

島根県奨学金返還助成制度取扱要綱  
(中山間地域・離島での資格取得促進事業)

(趣旨)

第1条 中山間地域・離島の生活基盤を支える人材の確保と産業・企業の維持を図るために、公益財団法人島根県育英会の各貸与規程に規定する島根県奨学金返還助成制度（以下「返還助成制度」という。）の取扱いについて、必要な事項を定める。

(助成対象者の要件)

第2条 返還助成制度により奨学金の返還額の全部又は一部の助成の対象となる人（以下「助成対象者」という。）は、次の各号の要件（以下「助成要件」という。）をすべて満たす人とする。

- (1) 各募集年度の4月1日時点で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する次のいずれかの学校の最終学年に在学する人
  - ア 高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。以下同じ。）又は専修学校高等課程
  - イ 大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校又は専修学校専門課程
- (2) 各募集年度の10月1日時点で、次のいずれかの奨学金等の貸与を現に受けている、又は過去に受けたことのある人
  - ア 公益財団法人島根県育英会奨学金、就学資金又は高等学校等奨学資金
  - イ 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金又は第二種奨学金
- (3) 第1号に掲げる学校を卒業し、卒業の翌年度の4月末日までに島根県内の次に掲げる中山間地域・離島に所在する事業所等（事業所等を置く企業等は、個人事業主を含み、国又は地方公共団体を除く。）に就業予定の人
  - ア 島根県中山間地域活性化基本条例（平成11年島根県条例第24号）第2条に規定する中山間地域（平成28年10月14日時点で該当する地域を含む。）
  - イ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき、半島振興対策実施地域として指定された地域
  - ウ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき、離島振興対策実施地域として指定された地域
- (4) 就業後の実務経験が取得に必要なとなる国家資格等で別に定めるものを取得予定の人

(助成額及び期間)

第3条 助成対象者が貸与を受けた奨学金等のうち次の各号のいずれか1校（以下「対象校」という。）に係る返還総額（利息を含み、延滞金、返還免除額及び在学中の返還済額を含まない。）を助成の対象とし、対象校の最短修業年限に応じて別表に定める助成額の上限を返還総額が超える場合は、助成額上限を助成対象額とする。

- (1) 高等学校、専修学校高等課程又は高等専門学校(1~3年生)
  - (2) 大学(短期大学を含む。)、高等専門学校(4,5年生及び専攻科)又は専修学校専門課程
  - (3) 大学院
- 2 助成の対象となる期間は、奨学金等の実際の返還期間にかかわらず、対象校に応じて別表の助成期間のとおりとする。
- 3 助成期間は奨学金等の返還を開始した月から起算する。ただし、在学中に返還を開始している場合は、認定年度の4月から起算するものとする。
- 4 助成額は月単位で算定し、助成対象額を助成期間月数で除した額(100円未満の端数が生じる場合は切り上げ、残額が生じなくなった場合は第2項にかかわらず助成期間が終了したものとして扱う。)を助成月額とする。

(返還助成制度の申請)

第4条 島根県奨学金返還助成制度の助成金(以下、「助成金」という。)交付を受けようとする人(以下「申請者」という。)は、在学に応じた次に掲げる各募集年度の10月1日から1月31日までの間に、島根県奨学金返還助成制度認定申請書(様式1)(以下「認定申請書」という。)を理事長に提出しなければならない。

- (1) 高等学校又は専修学校高等課程の場合 平成29年度から平成33年度まで
  - (2) 大学(大学院及び短期大学を含む。)、高等専門学校又は専修学校専門課程の場合 平成29年度から平成34年度まで
- 2 前項の規定により提出する認定申請書には、次の各号の書類を添付しなければならない。
- (1) 在学校の卒業見込証明書
  - (2) 就業企業等の内定通知書の写し
  - (3) 申請者本人の履歴付き住民票抄本(独立行政法人日本学生支援機構の奨学金利用者のみ)
  - (4) 貸与額通知書(直近分)の写し又は返還総額のわかる書類等(独立行政法人日本学生支援機構の奨学金利用者のみ)

(助成対象者の審査、選考及び内定)

第5条 助成対象者の審査及び選考は、前条の規定に基づき提出された書類をもとに、島根県にて行い、審査及び選考の結果が島根県から通知され次第、理事長は、助成対象者を内定し、各申請者に内定の可否を通知するものとする。

- 2 前項により返還助成制度の対象者として内定した人(以下、「内定者」という。)は、卒業翌年度の8月中に、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。
- (1) 現況(異動)報告書(様式2)
  - (2) 卒業証明書
  - (3) 健康保険証の写し
  - (4) 貸与奨学金返還確認票の写し(助成対象奨学金が(独)日本学生支援機構の人のみ)

3 第1項により内定者として通知を受けた人であっても次の各号に該当する場合は、内定を取り消すものとする。

- (1)申請時に提出された書類等に虚偽の記載、内容が確認されたとき
- (2)前項各号に掲げる書類の提出がないとき
- (3)前項各号に掲げる書類を確認した結果、助成要件を満たしていないことが判明したとき
- (4)その他、事業の目的に照らして助成対象者としてふさわしくないと認められるとき

(助成対象者の認定)

第6条 理事長は、前項により提出された書類をもとに助成要件をすべて満たしていることを確認した後、助成対象者として認定し、内定者に認定の可否を通知する。

(現況報告書の提出)

第7条 前条により助成対象者として認定された人は、次の各号に定めるとおり、現況(異動)報告書(様式2)(以下、「現況報告書」という。)を理事長に提出しなければならない。

- (1)公益財団法人島根県育英会奨学金、就学資金又は高等学校等奨学資金 助成対象者として認定された年度(以下、「認定初年度」という。)の翌年度から助成が終了するまで毎年度5月と11月
- (2)独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金又は第二種奨学金 認定初年度の翌年度から助成が終了するまで毎年度5月

2 助成対象者は、前項に規定する現況報告書記載事項である資格取得状況について、取得済として現況報告書を提出する場合、合格証又は資格者証の写し等取得を証する書類を添付しなければならない。

3 第1項の規定に関わらず、第2条第3号に規定する就業先の事業所等の所在地について転勤、離職等により変更が生じた場合は、その都度、遅滞なく現況報告書を提出するものとする。

(助成要件の確認、助成金の支給)

第8条 前条により提出された現況報告書等をもとに助成要件を満たしている助成対象者に対してのみ、第3条第4項により算定した助成額を支給する。

2 助成金の支給方法については、次の各号とおりにする。

- (1) 助成対象奨学金が公益財団法人島根県育英会の奨学金等については、返還額と助成額を相殺することを原則とする。ただし、返還期間と助成期間が一致しない場合を踏まえ、当該年度の返還を確認した後、当該年度分の助成金を翌年度に一括して支給することができるものとする。

- (2) 助成対象奨学金が独立行政法人日本学生支援機構の奨学金については、認定初年度の翌年度以降毎年度4月に、奨学金返還報告書（様式3）（以下「返還報告書」という。）を理事長に提出しなければならない。

助成対象者から提出された前年度の返還額を確認した後、前年度の返還額に該当する助成金を当年度に一括して支給する。

- 3 前項第2号に規定する返還報告書を提出する場合は、独立行政法人日本学生支援機構が発行する奨学金返還証明書を添付しなければならない。

（支給停止及び再開）

第9条 助成対象者が転勤、離職等の事由により、本助成制度の助成要件を満たさなくなった場合は、助成要件を満たさない事由が発生した日の属する月の翌月まで助成金の支給を行い、翌々月から支給を停止する。ただし、転勤、再就職など助成要件を再び満たすこととなった場合は、現況報告書等を提出することにより、助成期間中に限り、その報告があった日の属する月の翌月から助成金の支給を再開することができる。

- 2 第2条第4号に規定する国家資格等の取得状況については、前項の規定にかかわらず年度単位で判定することとし、実務経験期間満了予定日が属する年度の翌年度まで資格取得の猶予期間として、資格取得結果を問わず助成要件を満たしているものとして扱う。猶予期間満了後は、各年度の初日に国家資格等が未取得の場合は、その年度の助成金の支給を停止する。ただし、国家資格等の再受験による合格等により助成要件を再び満たすこととなった場合は、現況報告書等を提出することにより、助成期間中に限り、その報告があった日の属する年度の翌年度から助成金の支給を再開することができる。

（国家資格等の変更）

第10条 助成対象者が、やむを得ず取得予定の国家資格等の変更を希望する場合は、島根県奨学金返還助成制度国家資格等変更申請書（様式4）（以下、「変更申請書」という。）に必要書類を添付した上、理事長に提出するものとする。

- 2 前項に規定する変更申請書が提出された場合、理事長は、変更が止むを得ないと認められる場合に限り、島根県に変更の可否について審査を依頼する。
- 3 理事長は、前項の審査の結果、変更を可とする通知を受けた助成対象者について、国家資格等の変更を承認するものとする。
- 4 前項の承認を受けた助成対象者の資格取得に係る猶予期間等の取扱は、次の各号のとおりとする。
  - (1) 資格取得の猶予期間の起算日は、変更前の起算日とする。
  - (2) 実務経験期間満了予定日は、変更により実務経験期間が短縮又は延長した場合は変更前との差の期間分を繰上げ又は延期した上で、猶予期間を再設定する。ただし、この変更承認以前に猶予期間が満了していたこととなる場合の繰上げによる再設定は行わない。

(認定の取り消し)

第 11 条 助成対象者が次の各号に該当する場合は、返還助成制度の認定を取り消すものとする。

(1)助成対象者から島根県奨学金返還助成制度対象者認定取消申請書(様式5)により、認定取り消し申請があった場合

(2)助成対象者が次のいずれかに該当する場合

ア 現況報告書の提出がないとき

イ 返還すべき奨学金等を滞納しているとき

ウ 助成対象者から提出のあった書類等に虚偽の記載があり、助成要件を満たしていないことが判明したとき

エ その他、事業の目的に照らして助成対象者としてふさわしくないと補助事業者が認めるとき

2 理事長は、前条による認定の取り消しを行った人のうち、助成要件を満たさず助成金を受給した人に対し、助成要件を満たさず支給した助成金の全額を一括返還するよう文書で請求することができる。

(その他)

第 12 条 理事長は、この取扱要綱に定めるもののほか、必要事項については別に定めることができるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 4 月 25 日から施行する。

別表（第3条関係）

対象校（奨学金等の貸与を受けた学校）	最短修業年限	助成上限額	助成期間（年数・月数）	助成上限月額 （端数処理後）
高等学校、専修学校高等課程 又は高等専門学校（1～3年生）	1年	288,000円	9年間・108か月	2,700円
	2年	576,000円		5,400円
	3年	864,000円		8,000円
大学（短期大学を含む。）、高等専門学校（4,5年生及び専攻科）又は専修学校専門課程	1年	720,000円	12年間・144か月	5,000円
	2年	1,440,000円		10,000円
	3年	2,160,000円		15,000円
	4年以上	2,880,000円		20,000円
大学院	1年	720,000円	12年間・144か月	5,000円
	2年	1,440,000円		10,000円
	3年	2,160,000円		15,000円
	4年以上	2,880,000円		20,000円

(公財)島根県育英会理事長 様

申請者

氏名

㊞

島根県奨学金返還助成制度認定申請書

島根県奨学金返還助成制度の認定を受けたいので、島根県奨学金返還助成制度取扱要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

申請者	ふりがな							性別	
	氏名							性別	
	生年月日	年 月 日生 (満 歳) <small>*就業年度4月1日現在</small>							
	現住所	〒							
	就業後の住所 (予定)	〒 <small>*現住所と同一の場合は記入不要、未定の場合は「未定」と記入</small>							
	電話番号	携帯					自宅		
	メールアドレス								
在籍高等学校等	名称	高等学校						科	
	<small>*該当欄へ○印を記入</small>	専修学校 高等課程						学科	
	所在地	〒							
	在籍学年								
	卒業(修了) 予定年月	平成 年 月							
助成対象奨学金	奨学生番号	■島根県育英会高等学校等奨学金【奨学生番号】							
	借入金額(予定)								円
	借入期間(予定)	平成 年 月 ~ 平成 年 月							
	返還総額								円
	返還期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月							

就業先企業等	企業等の名称		*個人事業主の場合は事業主名(屋号含む)を記入
	本店所在地	〒	
	配属予定部署 <small>*営業所・支店名等</small>		
	就業予定地	〒	*未定の場合は「未定」と記入し、就業予定地が決定する時期を記入

私は、島根県奨学金返還助成制度取扱要綱の内容を十分理解し、了承しました。

また、助成対象者となった際は、就業先において下記に掲げる国家資格等の取得に励み、万一、助成要件を満たさない事象が生じた場合は、速やかに（公財）島根県育英会宛てに申し出ることを誓います。尚、助成要件を満たさず受給した返還助成金については遅滞なく返金します。

平成 年 月 日

(氏名自署) \_\_\_\_\_ (印)

【取得予定国家資格等】

資格名	必要実務経験年数	最短受験時期
	年 月 ( 年 月から 年 月まで)	年 月

※添付書類

- ①在学校の卒業見込証明書
- ②就業企業等の内定通知書の写し



助成対象奨学金	借入金額(予定)									円
	借入期間(予定)	平成 年 月 ~ 平成 年 月								
	返還総額									円
	返還期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月								
就業先企業等	企業等の名称	*個人事業主の場合は事業主名(屋号含む)を記入								
	本店所在地	〒								
	配属予定部署 <small>*営業所・支店名等</small>									
	就業予定地	〒 *個人事業主の場合は事業主名(屋号含む)を記入								

私は、島根県奨学金返還助成制度取扱要綱の内容を十分理解し、了承しました。

また、助成対象者となった際は、就業先において下記に掲げる国家資格等の取得に励み、万一、助成要件を満たさない事象が生じた場合は、速やかに（公財）島根県育英会宛てに申し出ることを誓います。尚、助成要件を満たさず受給した返還助成金については遅滞なく返金します。

平成 年 月 日

(氏名自署) \_\_\_\_\_

【取得予定国家資格等】

資格名	必要実務経験年数	最短受験時期
	年 ヵ月 ( 年 月から 年 月まで )	年 月

※添付書類

- ①在学校の卒業見込証明書
  - ②就業企業等の内定通知書の写し
  - ③申請者本人の履歴付き住民票抄本
  - ④貸与額通知書(直近分)の写し又は返還総額のわかる書類等
- \*③、④については(独)日本学生支援機構奨学金利用者のみ

平成 年 月 日

(公財) 島根県育英会理事長 様

現況(異動)報告書

島根県奨学金返還助成制度取扱要綱第5条または第7条の規定により、就業状況及び資格取得状況について報告します。

認定番号 <small>*内定者は記入不要</small>			
助成対象者	住所	〒	
	ふりがな氏名		印
就業期間		年 月 日 ~ 年 月 日	
就業場所 (所在地)		〒	
資格取得状況 <small>*該当に○印を記入</small>	取得済	資格名	取得日
			年 月 日
	未取得	必要実務経験期間	最短受験時期
		年 月から 年 月まで	年 月

\*取得済の場合は、合格証、資格者証の写し等取得を証明する書類を添付すること。

上記の者は当社の従業員であり、上記のとおり就業している(した)ことを証明します。

年 月 日

事業所所在地 〒

名称

代表者

印

電話番号

記入担当者 所属部署

役職・氏名

年 月 日

(公財) 島根県育英会理事長 様

認定番号

住 所

氏 名

印

奨学金返還報告書

島根県奨学金返還助成制度取扱要綱第8条の規定により、昨年度分の(独)日本学生支援機構奨学金の返還について、関係書類を添えて報告します。

なお、本報告書記載事項は、事実と相違ありません。

1. 返還内容

助成対象返還期間	年 月分から 年 月分									
上記期間返還額 (金額頭部に¥マークを記入)	*一括返還や繰上返還を行った場合は上記期間相当額を記入すること									
										円
申請額 (金額頭部に¥マークを記入)										円

【添付資料】奨学金返還証明書(独)日本学生支援機構発行)

2. 助成金振込先

ゆうちょ 銀行以外	銀行・信用金庫 信用組合・農協					支店・出張所				
	預金 種類	普通・貯蓄	口座 番号							
ゆうちょ 銀行	記号(6桁目がある場合は※欄に記入)					番号(8桁未満未満の場合は右詰で記入)				
	1				0 ※					
フリガナ 口座名義										

\*口座名義人は申請者本人としてください。

\*店番、口座番号、名義人のわかるもののコピーを添付してください。

年 月 日

(公財) 島根県育英会理事長 様

島根県奨学金返還助成制度国家資格等変更申請書

島根県奨学金返還助成制度取扱要綱第10条の規定により、国家資格等(取得予定)について、変更を申請します。

認定番号 <small>*内定者は記入不要</small>					
助成対象者	住所	〒			
	ふりがな氏名			印	
取得資格	変更前				
	変更後	資格名			
		必要実務経験年数		最短受験時期	年 月頃
変更理由					

上記助成対象者の国家資格等の変更が必要な理由及び事情等について、下記のとおり補足します。

記

(変更の理由)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

年 月 日

所在地:

会社名:

代表者名:

記入担当者名:

印

様式5 (第11条関係)

年 月 日

(公財) 島根県育英会理事長 様

住 所  
氏 名

印

島根県奨学金返還助成制度対象者認定取消申請書

年 月 日付け島育第 号で島根県奨学金返還助成制度対象者認定通知書を頂きましたが、下記の理由により辞退したいので、島根県奨学金返還助成制度取扱要綱第11条の規定により申請します。

記

辞退の理由

( )

以上

(添付書類)

本人確認資料の写し